

地震 による

電気火災対策 を!



簡易型感震ブレーカー

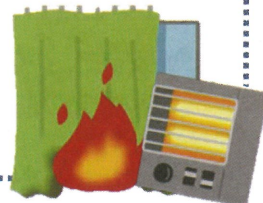
ぜひ
設置を!

を配布します

大規模地震時に発生した火災の**6割以上**が、
電気に起因する火災とされています。

地震による電気火災を防ぐには、
「感震ブレーカー」が効果的です。

電気に起因する火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災（通電火災）のことです。
地震による停電から電気が復旧した際、電気ストーブなどにも電気が復旧してしまうため、揺れにより衣服等が近くに落ちていた場合、火災となってしまいます。



 **台東区**では、

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置
「簡易型感震ブレーカー」を、対象地域を限定し、**無償**配布します。

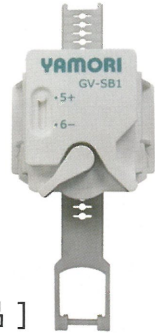
詳しくは次のページをご覧ください!

配布対象者

根岸3・4・5丁目、日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目、谷中2・3・5丁目に住民登録のある世帯のうち、配布を希望される方（賃貸も可）

配布する製品

震度5強以上の揺れでバネ式の装置が作動し、ブレーカーのスイッチを自動的に落とす器具。
(粘着テープで接着、工事の必要はありません。)



[配布品]



[設置例]



受け取り方法

まずは、『設置可否判断チェックシート』で、ご自宅の分電盤に設置可能かどうかを確認してください。

●区役所で受け取りたい。

申請書を記載の上、台東区役所 危機・災害対策課までお越しください。

●自宅で受け取りたい。(配送)

申請書に記載の上、台東区役所 危機・災害対策課まで郵送で申請してください。



その他

- (1) 設置は各自で行っていただきます。自ら取付けが可能で、器具の特性を理解し、正しく設置、管理を行っていただける方への配布とさせていただきます。
- (2) 各世帯につき1回の申請とし、分電盤1基に対し1個の配布となります。
- (3) 配布は、個人の住宅に限ります。工場や事務所などの事業所は申請できません。
- (4) 分電盤の種類等によって設置が出来ない方（チェックシートでご確認ください。）は、助成制度の利用をご検討ください。
- (5) 簡易型感震ブレーカーの取り付けにより、家屋に損害が生じても、その賠償には応じられません。
- (6) 簡易型感震ブレーカーの設置後のあらゆる事故等について、台東区は一切の責任を負いかねますので、ご承知おきください。
- (7) 簡易型感震ブレーカーの配送は、8月より実施予定です。

●設置を希望される方は下記の内容をご確認ください。

(1) 保安灯（補助灯／非常用照明器具）を設置しましょう。

当器具の設置により、地震発生と同時に照明類は消えてしまい、夜間に地震が起きた時は暗闇の中での避難となります。停電時、自動で非常用の照明が点灯する保安灯（補助灯／非常用照明器具）や懐中電灯などをご用意ください。

(2) 医療機器への影響について注意をしてください。

当器具の設置により、電気を必要とする医療機器等への影響（遮断など）が考えられるため、医療機器を使用している場合は、設置にあたっては、十分注意が必要です。

(3) 感震ブレーカーの他にも火災予防対策が必要です。

感震ブレーカーは通電火災対策には大変有効ですが、地震による火災の原因は通電火災ではありません。ガスによる火災、石油ストーブなどの暖房機器による火災など様々なことに気を付けなければいけません。感震ブレーカーの取付けと併せて、住宅用の消火器を用意するなど、二重三重の火災予防対策を講じる必要があります。

問合せ・申込先 〒110-8615 台東区東上野 4-5-6

台東区役所10階①番窓口 危機・災害対策課 電話：03-5246-1092